

平成 27 年 7 月 9 日

各 位

太 洋株式会社
ヒロセ株式会社

西日本地区の重仮設事業統合に関するお知らせ

この度、太洋株式会社（以下、太洋）とヒロセ株式会社（以下、ヒロセ）は西日本地区の重仮設事業を統合することに基本合意しましたので、お知らせいたします。

なお、本統合は、関係当局の認可および太洋の株主総会の承認等を条件としております。

1. 事業統合の目的

建設業界は、アベノミクスや東京五輪需要等により堅調に推移しておりますが、将来的には市場は縮小し、厳しい事業環境となることが想定されます。両社は、このような環境に対応するため、平成 26 年 6 月に業務・資本提携を行い、建設資材の相互利用や営業面での連携などを行ってまいりました。

この度、業務提携をさらに一歩進め、経営統合により競争力強化に取り組むことが、お客様をはじめ従業員を含めたすべてのステークホルダーにとって、最良の選択肢であると判断し、西日本地区(沖縄を除く中国、四国、九州地区)の重仮設事業を統合することで合意いたしました。本件統合により、一層の技術力・施工力・材料の品質向上を実現することで、現場対応力をさらに高め、お客様のニーズに応え、社会資本整備の一翼を担ってまいります。

また、大阪地区の統合につきましても、平成 30 年 4 月までの早期統合に向け、両社で引き続き協議します。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

基本合意書締結	平成 27 年 7 月 8 日
吸収分割契約書の締結	平成 27 年 11 月中旬(予定)
吸収分割の効力発生日	平成 28 年 4 月 1 日(予定)

(2) 分割方式

ヒロセを吸収分割会社、太洋を吸収分割承継会社とする吸収分割とします。

(3) 本件会社分割にかかる割当の内容

太洋は本件会社分割の対価として、太洋の普通株式 584,800 株をヒロセに割り当て交付します。これにより、太洋におけるヒロセの議決権比率は 46%となります。

(4) 分割による増減する資本金

本件会社分割による太洋及びヒロセの資本金の増減はありません。

(5)承継会社が承継する権利義務

太洋は、ヒロセの分割対象事業に係る資産・負債及び契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務を承継します。

(6)債務履行の見込み

太洋及びヒロセは、本件会社分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務につき、履行の見込みは問題ないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社	承継会社
商号	ヒロセ株式会社	太洋株式会社
所在地	大阪市西淀川区中島 2丁目3番87号	大阪府中央区道修町 1丁目5番18号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣瀬 太一	代表取締役社長 山口 信一
事業内容	重仮設資材の賃貸及び販売	重仮設資材の賃貸及び販売
資本金	2,341百万円	430百万円
設立年月日	昭和13年11月25日	昭和28年4月15日
決算期	3月31日	3月31日

4. 分割又は承継する事業の内容

本件会社分割により、分割又は承継する事業は、ヒロセの西日本地区（中国・九州・四国地区）の重仮設事業となります。

なお、大阪地区は、今回は分割対象事業には含まれておりませんが、平成30年4月までの早期統合に向け、両社で引き続き協議します。

5. 統合新会社の概要

商号	太洋ヒロセ株式会社
所在地	大阪府中央区道修町1丁目5番18号
代表者	代表取締役社長 山口 信一
資本金	430百万円

この件に関するお問合せ先

太洋株式会社 総務人事部 津田 TEL06-6229-3181
ヒロセ株式会社 社長室 水谷 TEL03-5634-4505

以上